

医療法人せいふう会 宇治脳卒中リハビリテーション病院
訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業所
運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人せいふう会が開設する、宇治脳卒中リハビリテーション病院（以下、「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

2 事業は、要介護もしくは要支援状態にある者（以下、「利用者」という。）に対し理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

6 前5項のほか、指定訪問リハビリテーションにおいては、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年京都府条例第27号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。指定介護予防訪問リハビリテーションにおいては、「介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年京都府条例第28号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の運営・名称及び所在地)

第3条 事業の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人せいふう会 宇治脳卒中リハビリテーション病院
- 二 所在地 京都府宇治市大久保町井ノ尻43番1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 一 医師 常勤1名以上
 - 二 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上
- 2 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。
原則土曜日、日曜日及び、年末年始12月31日から1月3日を除く。
- 二 営業時間 8時30分から17時15分までとする。

(訪問リハビリテーション等の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 事業の内容は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用動作能力、社会適応能力、コミュニケーション能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法や作業療法、言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションとする。

また、理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士は、訪問日に提供したリハビリテーションの内容等を診療録に記載する。

- 2 訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、各利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。
- 3 法定代理受領サービス以外の訪問リハビリテーション等を提供した場合は、介護保険報酬額の相当額を徴収する。
- 4 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行なう事業に要した交通費は、その実費を徴収する。
片道5km未満 200円(以降5km毎に200円)
- 5 正当な理由がなく訪問リハビリテーションをキャンセルした場合は、キャンセル料を徴収する。
キャンセル料については、重要事項説明書に記載とおりにする。
- 6 事業の提供開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該事業の内容及び支払に同意する旨の文書に署名するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、宇治市、城陽市、久御山町とする。

(衛生管理)

第8条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業所及びその従業者は、事業の提供中に利用者の病状が急変するなど緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

2 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事故発生時等における対応方法)

第10条 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター）、市町村及び京都府等に報告するものとする。

2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を下表の通り設置するとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。

京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課	ア 受付時間：平日 8時30分から 12時00分 13時00分から 17時15分 イ 電話番号：075-354-9090
宇治市役所健康長寿部 介護保険課	ア 受付時間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く） 8時30分から 17時15分 イ 電話番号：0774-22-3141
城陽市役所福祉保健部 高齢介護課介護認定係	ア 受付時間：平日 8時30分から 17時15分 イ 電話番号：0774-56-4037
久御山町役場民生部 福祉課高齢介護障がい係	ア 受付時間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く） 8時30分から 17時15分 イ 電話番号：075-631-9902、0774-45-3902
当事業所相談窓口	ア 窓口責任者：高野 博之 (たかの ひろゆき) イ 受付時間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始除く） 8時30分から 17時15分 ウ 電話番号：0774-48-2110 (代)

2 事業所は、サービス提供に係る利用者からの苦情に対して苦情・相談マニュアルに沿って迅速に対応する。

3 事業所は、提供した事業に関して介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定し

た「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。事業所が得た利用者の個人情報については、事業の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止に関する責任者を選定する。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 四 虐待を防止するための従業者に対する研修を1年に1回以上実施する。
 - 五 その他虐待防止のために必要な措置。
- 2 事業所は、事業の提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の更なる適正化)

第14条 職員は利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 身体抑制最小化のための職員教育として、研修を1年に1回以上実施する。

(業務継続に向けた取り組みの強化)

第15条 事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な事業が継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続計画（BCP）を策定し、また、研修及び訓練とともに1年に1回以上実施し、発生時の対応がスムーズに行えるように勤める。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 職員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後3月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人せいふう会が定めるものとする。

附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日に一部改訂する。

この規程は、2025年2月1日に一部改訂する。